

入札監理小委員会
第687回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第687回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和5年5月23日（火）15：54～17：56

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

○名古屋港湾合同庁舎他13施設維持管理業務委託一式（名古屋税関）（財務省）

○（独）日本学生支援機構の設置する兵庫国際交流会館の管理・運営等業務

（（独）日本学生支援機構）

○森林生態系多様性基礎調査（林野庁）

○森林生態系多様性基礎調査における精度検証調査（林野庁）

3. 閉会

<出席者>

古笛主査、石田副主査、辻副主査、石村専門委員、稲生専門委員、小松専門委員、
清水専門委員

（財務省 名古屋税関）

総務部会計課 青木 課長

総務部会計課 垣本 営繕係長

（独立行政法人日本学生支援機構）

留学生事業部 丸山 部長

留学生事業部 留学生事業計画課留学生宿舍管理室 前田 室長

（林野庁）

森林整備部 計画課 松本 首席森林計画官

森林整備部 計画課 河野 課長補佐

（事務局）

岡本事務局長、長瀬参事官

(財務省入室)

○事務局 それでは、ただいまから第687回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、名古屋港湾合同庁舎他13施設維持管理業務委託一式の事業評価につきまして、名古屋税関総務部会計課、青木課長から御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は要点に絞り、簡潔に10分程度でお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○青木会計課長 財務省名古屋税関会計課長の青木と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の資料1、名古屋港湾合同庁舎他13施設維持管理業務委託一式の実施状況について御説明いたします。

1ページ目、1の事業の概要についてですが、対象施設は、名古屋港湾合同庁舎など愛知県に所在する12か所と、四日市港湾合同庁舎など三重県に所在する2か所の計14か所です。14か所のうち、4か所は他機関も入居する合同庁舎です。その維持管理業務等の内容は、1の1の内訳の欄に記載しておりますが、アからオの5業務としております。

業務委託期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間で、維持管理業務等を一括して委託しており、今年度、令和5年度が最終年度です。

続きまして、2ページ目を御覧ください。受託業者は、株式会社ナショナルメンテナンスです。滋賀県彦根市に本社を持ち、岐阜県岐阜市などに支店を持つビル総合管理を業とする企業でございます。

受託事業者決定の経緯について御説明しますと、本件は最低価格落札方式の民間競争入札を実施しました。参加者は2者で、両者とも入札参加資格を満たしておりました。令和3年2月8日に開札しまして、両者とも予定価格の範囲内で、最低価格をもって入札した同者を契約相手方として契約を締結しました。

続いて、対象公共サービスの実施内容について御説明します。大きくは3点ございまして、2ページ目に管理・運營業務の質、3ページ目中段に各業務において確保すべき水準、そして5ページ目中段から創意工夫の発揮可能性として記載してございます。

最初に、2ページ目でございます1点目の管理・運營業務の質について説明します。

質の評価として、(1)快適性の確保が達成できていたかについてですが、11ページ目と12ページ目にアンケートを記載してございますが、このアンケートの回答は「満足」「ほぼ満足」「普通」「やや不満」「不満」の5段階評価としております。これを施設利用者

に対して年1回実施しまして、不満度30%以下を目標としました。不満度とは、「やや不満」と「不満」が全体に占める割合としております。結果につきましては、2ページ目中段のアンケート結果のとおりでございますが、令和3年度、4年度とも各施設の不満度は30%を大きく下回っており、目標を達成できたものと判断しております。また、対象庁舎全体において、「満足」「ほぼ満足」の割合が60%以上と高い満足度が得られております。

その他、(2)の品質の維持としまして、3ページ目に記載しておりますとおり、維持管理業務の不備に起因する執務の中断や停電、空調の停止、断水、通信不通等がございます。

また、(3)の安全性の確保についても、けが人等の発生はございませんでした。

続きまして、2点目の各業務において確保すべき水準について説明します。3ページ目から5ページ目にかけて、A、共通業務及びB、各施設の業務内容に細かく記載しておりますが、いずれも当関が仕様で求めていた事項を全て達成できているものと評価しているところです。

さらに5ページ目中段に記載しております3点目の創意工夫の発揮可能性に関しましては、契約相手方から名古屋税関に対し、対象業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項を把握するため、要望や相談を受け付ける機会を設けてほしいとの意見があったことを受けまして、担当者間で定期的にミーティングを行いました。その結果、駐車場管理の効率化、談話室の利用予約状況の掲示、停電時の対応訓練といった提案が行われ、庁舎管理者側、受託者側双方の業務量の軽減を実現したことや、災害訓練をより有意義なものとすることができました。そのほかには、個別空調の室外機を全部点検しまして、トラブル発生の未然防止の対策が講じられました。

以上のことを踏まえまして、6ページ目下段の4、評価において、目標は十分な達成度であったという旨を記載してございます。

さらにページをめくっていただきまして、7ページ目から9ページ目に実施経費に関する状況及び評価を記載してございます。令和2年度の市場化テストの導入前と比較しまして、3年度から5年度まで0.32%の削減効果がございました。大幅な削減効果は認められませんが、これは市場化テスト導入前から施設の管理・運営に係る複数の契約業務を一括して委託していたことから、既にスケールメリットが確保できていたということが主な要因であると分析しています。また、近年の人件費や資材費などが高騰しているこ

とを鑑みれば、経費が増加に転じなかった点においては十分に評価に値するものと考えております。

続きまして、9 ページ目中段のローマ数字のⅣとしまして、名古屋税関で設置した評価委員会でございますが、今回の実施結果について報告したところ、全体的に良好であるという評価をいただいております。特に、管理・運營業務の質の快適性の確保のために実施したアンケートにおいて、不満度 30% を大きく下回っていた点で高く評価をいただきました。

最後に、総合評価についてです。ここまでの説明のとおり、維持・管理業務の質、各業務において確保すべき水準、創意工夫の発揮可能性について達成していると判断できますので、公共サービスの質は十分確保できていたものと考えております。

財務省においては、出先機関を含め、従来から入札等監視委員会で外部有識者の契約に係るチェックを受ける仕組みを備えておりますが、今後も必要に応じて、そういった委員会ですとか評価委員会を設置して、外部有識者等によるチェックを受けるなど公共サービスの維持向上に努めてまいります。

また、市場化テスト終了後も公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、当関自ら公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしております。そのため、今後は、名古屋税関独自で自らの責任において行うことも可能であると考えているところでございます。

私どもからの説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）につきまして事務局から説明いたします。なお、説明は5分程度で行います。

○事務局 では、評価（案）について御説明させていただきます。資料A-1を御覧ください。

事業の概要等につきましては、先ほど実施状況の中で御説明がありましたので、割愛させていただきます。

評価について結論から申しますと、終了プロセスに移行することが適当であるとしております。

まず、公共サービスの実施内容に関する評価について、2 ページ目を御覧ください。達成すべき質に設定された水準は、各施設における不満度のアンケート結果、品質の維持、

安全性の確保において全て達成されたものと評価できます。

次に、民間事業者からの改善提案についてですが、4ページにございますように、受託者から発注者の名古屋税関に対して、定期的なミーティングの機会を設けたいといった提案があり、ミーティングにおいて業務課題が共有されたところ、記載にありますとおり、3点の課題についての提案により、業務の改善につなげることができたことから、民間事業者の創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価しております。

実施経費の比較におきましても、従来契約と今期契約において仕様が異なる業務に係る経費を控除して比較したところ、23万5,000円(0.32%)の削減を達成しております。こちらも、近年の人件費、資材費の上昇を考慮すると、さらなる効果があったものと評価できます。

次に、5ページ目の選定の際の課題に対応する改善についてですが、1者応札が継続しており、競争性に課題が認められる事業として選定されたところですが、単年度契約だったものから複数年度契約への変更、入札公告時期の前倒しによる準備期間の確保及び実施状況の開示等を実施した結果、2者応札に至り、改善が認められたものと評価しております。

以上の評価結果に加えまして、本事業の実施期間中に民間委託業者への業務改善指示等の措置、法令違反行為もなく、今後は、名古屋税関に設置している外部有識者で構成される入札等監視委員会において、事業実施状況のチェックを受けることが予定されております。

以上を踏まえまして、今後の方針としましては、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ.1.(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

市場化テスト終了後の事業実施については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることとなるものの、今後の社会経済状況に応じて、事業の枠組み等について継続的な検討を行うなど、これまでの官民競争入札等監視委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、名古屋税関が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいとしております。

評価(案)については以上となります。

○事務局 それでは、ただいま御説明いただきました本事業の実施状況及び事業の評価に

つきまして、御質問、御意見等ある委員は御発言をお願いいたします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

終了プロセス移行という結論につきましては私も異議がないところではございますが、念のため1点だけ教えてください。資料A-3を拝見すると、過去2回の入札、応札状況を見ると、2者応札になっております。今回の事業の内容を拝見すると、もうちょっと手を挙げる方が多くてもいいのかなという印象を受けてしまったのですが、過去2回とも2者応札、2人しか手を挙げていないという点につきまして、何か分析はなさっていらっしゃいますでしょうか。

○垣本営繕係長 名古屋税関会計課営繕係長を務めております垣本と申します。御質問ありがとうございます。

入札者数につきましてはですが、当案件については、入札説明会については6者の方が説明に伺われています。その6者の方のうち、全者に参加いただきたいところですが、社内事情等の結果、検討していただいて、2者のみ入札参加されたと聞いております。

以上です。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございました。

○事務局 そのほか。石田副主査、お願いいたします。

○石田副主査 石田です。教えていただきたいのですが、別紙1のアンケートはこのままの紙の形で実施されたということによろしいのでしょうか。

○垣本営繕係長 名古屋税関の垣本です。アンケートにつきましては、名古屋税関の職員に対しては名古屋税関独自のイントラネットでアンケートを取りました。アンケートについては、イントラネットのほうにアンケートにぜひ御参加してくださいと、全職員がアンケートに参加できる形でアンケートを実施しました。名古屋税関以外の他省庁の職員につきましては、この紙にあるとおりのデータをメールで送信させていただいて、アンケートを実施させていただきました。

以上です。

○石田副主査 そうすると、紙のアンケートとイントラネットのほうは、どっちのほうが多いのでしょうか。

○垣本営繕係長 名古屋税関の垣本です。イントラネットのアンケートの回答のほうが圧倒的に多くなっております。

○石田副主査　そうですか。分かりました。終了プロセスに移行することには賛成ですが、終了プロセス移行後もこういった質の評価のためのアンケートは実施していかれるおつもりという理解でよろしいですか。

○垣本當舖係長　名古屋税関の垣本です。アンケートについては、まだ現時点では具体的に実施するという事は決定しておりませんが、アンケートでいろんな御意見をいただくことができ、効果的であるというふうに考えていますので、今後検討していきたいと思っております。

○石田副主査　分かりました。ぜひ続けていただきたいということと、イントラネットも使われていらっしゃるということですが、今、紙でアンケートに回答するのはなかなか少なくなっているのので、グーグルフォーム等、集計も入力したらすぐできるような形で、作業が大変にならないような形でアンケートを続けていただけたらと思います。ありがとうございました。

○事務局　ありがとうございます。そのほかに御質問等ある委員の方おられますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、事務局から何か確認すべき事項がありましたら、お願いいたします。

○事務局　事務局からは特にございません。

○事務局　それでは、古笛主査、お取りまとめをお願いいたします。

○古笛主査　本件につきましては、終了の方向で委員の先生方、御異議ございませんね。

それでは、本日の審議の結果を踏まえ、市場化テストを終了する方向で監理委員会に報告することといたします。

こちらからは以上です。

○事務局　ありがとうございます。事業評価(案)の審議につきましては以上となります。本日はありがとうございました。

名古屋税関の方々は御退室をお願いいたします。

○青木会計課長　ありがとうございました。

○事務局　お疲れさまでした。

(財務省退室)

(独立行政法人日本学生支援機構入室)

○事務局　つぎに、独立行政法人日本学生支援機構が設置する「兵庫国際交流会館の管理・運営等業務」の実施状況につきまして、独立行政法人日本学生支援機構留学生事業部、丸

山部長から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○丸山部長 日本学生支援機構留学生事業部長の丸山でございます。本日はよろしくお願いいたします。申しあげます。

それでは、お手元の資料2に基づきまして、独立行政法人日本学生支援機構「兵庫国際交流会館の管理・運營業務」の実施状況につきまして御説明申し上げます。

まず、資料2の1ページでございますが、I、事業の概要等について御説明申し上げます。

兵庫国際交流会館は、国際交流の拠点として、外国人留学生に対して生活及び居住の場を提供することにより、勉学その他の学生生活を支援するとともに、様々な交流事業の実施によって、居住者相互や外部の学生、また地域住民やボランティアなどとの交流を促進することを目的といたしまして、阪神・淡路大震災の後、兵庫県から土地を借用いたしまして、平成11年に開館しております。この兵庫国際交流会館の設置目的を十分理解した上で、民間事業者の創意工夫を發揮して、外国人留学生の生活支援などが適切かつ確実に行われるよう、また効率的・効果的な運営が実施できるよう、警備、清掃、施設管理等の業務を一つの管理運營業務として包括的に民間事業者に委託しているものでございます。

実施期間につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間としておりまして、契約金額につきましては単年度当たり税抜きで5,031万1,800円、受託事業者につきましては学生情報センター共同企業体になっております。

また、受託事業者の決定に当たりましては、総合評価落札方式による入札を実施しているところでございます。

続きまして、2ページのII、確保すべき管理・運營業務の水準の状況及び評価について、御説明させていただきます。

まず、(1)入居率の確保でございますけれども、施設の有効活用の観点から、平均入居率89%以上を達成するよう実施することとして設定しております。居住者の入居率でございますけれども、令和4年度におきましては、国からの要請により、ウクライナからの避難民への住居の提供を目的といたしまして、4月から単身用の居室10室、夫婦用の居室5室の計15室、10月からは単身用5室、夫婦用5室を確保しておりましたため、4月から9月につきましては単身用147室、夫婦用33室の計180室、また10月から3月につきましては、単身用の152室、夫婦用の33室の計185室を居室数の母数として入居率を算出しております。その結果、令和4年度におきましては入居率87.4%と

なっているところでございます。

しかしながら、兵庫国際交流会館に入居しております外国人留学生につきましては、神戸大学及び神戸情報大学院大学に在籍している者が、令和4年度、市場化テストの前の年度とも、入居者の6割を超えておまして、この両大学の状況が入居率に大きな影響を与えているところでございます。

この2大学の外国人留学生数でございますけれども、各年度の5月1日時点の人数でございますが、令和4年度が1,263名、市場化テストの前であります平成28年度から平成30年度の平均は1,337名となっております。令和4年度は、市場化テスト前の年度と比べますと74名(約5.5%)の減少となっております。新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限の影響により来日できないため、入学時期を延期した者がいたこと等の状況を考慮する必要があると考えております。

また、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた入居者確保のための取組といたしまして、令和4年度におきましては、毎月2回の入居申請締切りを設定し入居希望者を募る通常の募集に加えまして、速やかに入居を希望する学生については、随時申請を受け付ける、という臨時募集を通年にわたって実施いたしました。これに加え、新たな取組といたしまして、大学等に対する定期的な入居募集の案内、在館生及び元在館生への友人、知人の紹介の依頼、また大学の学生寮を退去する留学生に対する入居募集の案内等を実施したところでございます。

今申し上げました新型コロナウイルス感染症の影響、また入居者確保のための様々な多様な取組の実施状況を踏まえますと、目標についてはおおむね達成できたと評価しております。今後もこれらの取組を引き続き行いまして、入居者の確実な確保に努めることといたしたいと思っております。

続きまして、3ページの(2)入居者の所属大学等でございますが、毎年度、新規に外国人留学生入居者の所属大学等を増加させる積極的な取組を行うこととしております。こちらの新規所属大学につきましては、令和元年度から令和3年度までに兵庫国際交流会館に外国人留学生が在籍していない大学及び大学院、研究機関、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程を対象としております。こちらにつきましては、令和4年度は入居者が所属していない43の大学等に積極的に募集を行ったほか、先ほど入居率の確保で申し上げましたとおり、新たな入居者の確保のための取組を実施いたしました結果、令和4年度の新規所属大学等の数は4校となっております。

以上、確保すべき管理・運營業務の水準の状況及び評価につきましての説明でございます。

続きまして、4ページの(3)民間事業者からの改善提案による改善実施事項でございます。こちらは事業者からの創意工夫の提案によって改善できたものがございます。

Ⅱ、確保すべき管理・運營業務の水準の状況及び評価で申し上げました入居者確保のための取組として実施した臨時募集でありますとか、元在館生の友人、知人への紹介依頼、大学の学生寮退去者に対する入居者募集案内等、創意工夫によりまして入居者の確保に努めたところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の対策といたしまして、兵庫国際交流会館においては、外国人留学生が多く居住している宿舎であるという特殊性があることから、感染症対策にはかなり神経を使ったところであります。入居者に対して手洗い、うがいの重要性を説明するほか、マスクの着用の推進、体温計による計測等の感染症対策はもちろんでございますけれども、体調不良者に対しましては医療用抗原検査キットによる検査を行い、陽性者が発生した場合には、保健所と連携いたしまして、可能な限り宿泊医療施設への移送、またその他の入居者等との隔離、共用部分等の消毒等の実施を行いました。また、感染症対策に関する周知や説明等の細やかな対応を行い、入居者の不安を取り除く努力もしたところでございます。

これらの対策を行ったことで、館内における感染者の拡大を防いだことは高く評価をいただけるものと考えております。

また、オンラインによる様々な取組が広がった中で、時差のある海外とのミーティングや、講演会にリモートで参加する学生が増え、音声を伴う応答を行う場合、自室からの参加では隣人に迷惑がかかるということも勘案いたしまして、研修室の利用時間を9時から24時までとし、リモートでミーティング等に参加する入居者の利便性を高めたところでございます。

続きまして、5ページの2. 実施経費についての評価について御説明させていただきます。こちらの表でございますが、市場化テスト導入前の平成27年度から平成30年度の4か年平均の実施経費と、市場化テストの令和4年度から令和5年度の2か年平均の実施経費を比較した表となっております。

従来の経費は約3,980万円でございますが、実施経費のB、約5,030万円と比較いたしますと1,050万円の増額になっておりますが、この経費の増額の要因として、令

和4年度から令和5年度の業務におきましては、管理等業務に入居者の募集選考及び入居許可の業務、入居状況の管理等業務を追加したほか、清掃業務におきましても、年2回の単身棟調理室における換気扇清掃の業務を追加いたしました。また、警備業務におきましては、土日、祝日の夜間及び年末年始の勤務体制を従来の1名から2名に増員したことといった委託内容を追加したことが、実施経費の増額の要因になっております。

この追加した業務を除外した経費の比較につきましては、6ページに記載しております。こちらの表にございますとおり、追加業務を除外した場合の実施経費を従来の経費と比較いたしますと、全体として約350万円の増額になっております。これは、主に清掃業務にかかる経費が増加していることが大きな要因でございますけれども、今回の市場化テストの実施要項におきまして、新たに新型コロナウイルス等の感染症の予防及び会館内外における蔓延防止に配慮し業務を実施すること、を追加しております。

これに伴い、先ほど申し上げましたとおり、外国人留学生や日本人学生居住者が新型コロナウイルスに感染することを未然に防ぐための様々な取組に加え、食事室、研修室、学習室、交流ラウンジ、エレベーター等の電源スイッチ回り、また廊下や階段の手すり等、日常に使用する共用部分の消毒を毎日行い、その他の施設においても使用後は随時消毒したことにより、人件費が増加したことが考えられます。

また、②追加業務の増加割合で算出した増加分を控除した後の経費から、さらに兵庫県の賃金推移を考慮したものが7ページの③でございまして、兵庫県における最低賃金につきましては、令和4年度においては市場化テスト前と比べ約1.15倍となっており、賃金の上昇を控除した場合の実施経費は、約3,770万円となり、従来の経費と比較すると、全体として約210万円の減額になっております。

これらを勘案いたしますと、市場化テストの実施により、一定の効果があったものと評価しているところでございます。

続きまして、7ページの3. 評価委員等からの評価でございしますが、こちらは本機構で設置いたしました外部有識者で構成されます留学生交流事業実施委員会の委員に、本事業の実施状況について評価をしていただいたものでございます。

そちらにございますとおりですが、主な意見といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大が完全に終息する前の段階であることや、ウクライナ避難民への住居提供という予期せぬ出来事が続く中、施設の有効利用については測定指標をおおむね達成し、高く評価できる。

また、入居者の新規所属大学等数については、前回と比較して4校と、大きな増加が示された。これは様々な広報や募集案内の取組の成果であり、高く評価できる。

臨時の入居募集を通年実施しつつ、在館生や元在館生を通じた紹介依頼など、様々なネットワークを利用して入居者募集をフレキシブルに実施したことは評価に値する。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、時差のある海外居住者とのリモートミーティングは一般的になっており、研修室の利用時間延長を実施したことは、入居者にとって利便性を高めたものとして評価されるべきであるなど、おおむね良い評価をいただいたところでございます。

最後に、8ページの4. 今後の方針でございます。今回の入札におきましては、3者の応札がございました。前回は2者の応札がありまして、2者目は予定価格を大幅に超過しておりましたが、今回は2者目、3者目とも僅差で応札者が決定しており、この点からも競争性が確保され、管理・運営業務の実施については、新型コロナウイルスの影響がある中での受託者の積極的な取組状況を考慮いたしますと、確保されるべき質及び水準の目標はほぼ達成されたと考えております。

また、経費につきましても、市場化テストを含め、競争入札を取り入れたことにより、諸般の事情を勘案いたしますと、実質的には当初に比べかなり低く抑えられており、サービスの質を確保しつつ、経費の削減効果も得られているものと評価しております。

以上を踏まえ、本業務は「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に定める市場化テストを終了する基準を満たすものと考えており、今後の事業は、本機構の責任において確実に実施したいと考えているところでございます。

市場化テスト終了後におきましても、これまで官民競争入札等監理委員会の審議を通じて厳しくチェックいただきました公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえました上で、引き続き本機構の評価委員等の第三者チェック機能を維持し、法の趣旨に基づき、本機構自ら公共サービスの質の向上及びコストの削減を図る努力をしてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）につきまして事務局から説明をいたします。よろしくお願ひします。

○事務局 それでは、総務省より評価（案）について説明させていただきます。資料B一

1を御覧ください。

本事業の概要は実施機関から説明がありましたので、割愛させていただき、事業の選定の経緯について説明いたします。

本事業は競争性に課題があることから、令和3年7月の基本方針において選定され、令和4年4月から市場化テストを開始しており、2年契約のうちの1年が経過しましたので、このたび第3期の評価を御審議いただくということになっております。

評価（案）の説明をさせていただきます。評価としましては、現在実施中の事業をもって終了プロセスへ移行したいと考えております。

それでは、次ページ、2ページ目からの検討状況を説明させていただきます。評価に当たっては、実施機関から提出された令和4年4月から令和5年3月までの1年間の実施状況報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費及び競争性等の観点から評価を行っております。

まず、確保されるべき質の達成状況は、全ての項目においておおむね達成されていると評価できます。

2つ目は、民間事業者からの改善提案として挙げられています入居者の募集の取組の拡充や、研修室の利用時間の延長といった入居率の維持向上及び入居者サービスの向上が図られていることが確認できます。

3つ目としまして、実施経費の状況になります。実施経費については、従来経費と比較すると26.4%（約1,000万円）の増額となっておりますが、市場化テスト実施前より追加業務が発生していること及び人件費が1.15%上昇しており、これらを考慮すると一定の効果があったものと評価しております。

4つ目は、競争性の改善の取組状況になります。本委員会における意見等を踏まえ、第2期の際に見直した取組に加え、言語能力に関する資格要件を削除した結果、3者による応札となり、改善が確認できております。

以上を踏まえまして、(5)評価のまとめになります。前記の(2)対象公共サービスの実施内容に関する評価に記載のとおり、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、令和4年度は全体として目標を達成していると評価できます。

また、民間事業者からの改善提案についても、入居率の維持向上及び入居者の利便性の向上に寄与し、民間事業者のノウハウと創意工夫が発揮され、業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

実施経費については、(3) 実施経費に記載のとおり、約1,000万円の増額となっているものの、追加業務にかかる経費を控除するとともに、近年の人件費が上昇していることを考慮すると、一定の効果があつたものと評価でき、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できます。

競争性の課題についても、資格要件の緩和をはじめとする改善を行ったことにより、競争性が確保されております。

また、本事業の実施期間中に民間事業者への業務改善指示等の措置も、法令違反等もありませんでした。

今後においては、日本学生支援機構に設置している外部有識者で構成する委員会において、事業の実施状況のチェックを受けることが予定されております。

最後に、今後の方針になります。本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ.1.(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することにしたいと考えております。

なお、市場化テスト終了後の事業につきましては、法の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、日本学生支援機構が自ら公共サービスの質の維持の向上及びコスト削減を図っていくことを求めたいと思っております。

以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○事務局 それでは、ただいま説明いただきました当事業の実施状況及び事業評価(案)につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。辻委員、よろしくをお願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。終了プロセス移行の結論につきまして異議はございません。

念のため、1点だけ質問をさせていただきます。資料B-3でございます。B-3の一番右の列の一番下から2つ目の行でございます。赤字で、「業務従事者に言語能力を有する者を配置することを求める要件を削除」と書いています。恐らく、今期事業で削除されたのだと思いますが、ただ、そのすぐ下の欄を見ていただくと、業務仕様書に該当する従業員の採用が困難であると判断し、参加を見合わせた業者がいらっしゃるようです。今読み上げた部分の業務仕様書に該当する従業員の採用というのは、言語能力以外の部分が問題にな

ったのでしょうか。

○丸山部長 今回の御質問につきましては、丸山から回答させていただきます。

委員の御指摘のとおり、従業員の採用が困難であるということについては、言語能力といった特殊能力に起因するものではなくて、一般的ないわゆる人手不足により、従業員の採用がうまくいかないという理由だったと伺っております。

○事務局 よろしいですか。ありがとうございます。

そのほかに御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いいいたします。小松委員、よろしくお願いいいたします。

○小松専門委員 今のお話に関連して、以前は言語能力が要求されていましたが、今回外して見ていかがでしたか。何かそれで問題があったということはありませんでしょうか。

○丸山部長 こちらの御質問につきましても、引き続き丸山が回答させていただきます。

事業者を確認いたしまして、私も兵庫に足を運びまして、直接いろいろ話を聞いたところでは、英語が必ずしもできなくてもいいということにしたわけですが、実際の運営面においては、日本語がもともとある程度できるような居住者も一定数いるということと、RA（レジデント・アシスタント）といった世話をするような日本人の学生がサポートすることで、必ずしも事業者は英語ができなくても、日常的な業務においては大きな支障はなかったという報告を受けております。

○小松専門委員 ありがとうございます。

それから、直接この事業とは関係ない話で恐縮ですが、資料2の4ページの評価の上のところ、オンラインで授業を受けたりセミナーに参加したりするときに、自室でやると隣人に迷惑をかけるという文言があるのですが、隣人というのは隣の部屋の人ということですか。

○丸山部長 引き続き、丸山が回答させていただきます。

そうです。隣の部屋、特に夜間帯等において、隣の部屋でオンラインで会話などをしておりますと、通常よりも声が大きくなってしまいうという傾向がある中で、どうしても周りの人に騒音といったようなことが起こる懸念がありましたので、そういったことを避けるために研修室を利用していただくという体制にしたところでございます。

○小松専門委員 実際、クレームがあったということですか。あるいはそれを見越して心配されて、自室でやらないようにということをおっしゃったのでしょうか。

○丸山部長 実際には、これに起因したクレームというものは特になかったようでございます。

ますけれども、今御指摘いただいたとおり、そういった可能性もあるだろうということで、これを見越して利用室の時間の拡大といった措置をしたところでございます。

○小松専門委員 私、建築なものですから、ちょっと気になっていたのですが、研修室を開放されたこと、そのこと自体は別に問題はない、いいことだと思いますけど、部屋の遮音性能ですよ、隣の音の漏れの問題は遮音性能ということになります、今の設計ですと、ほとんど漏れないだろうと思います。時々安いビジネスホテルに泊まると、隣のテレビの音が聞こえたりすることがありますが、それはよっぽど古いか、悪く言えば安普請かのどちらかで、そういう設計は今ほとんどされてないと思いますので、そこまで心配されなくてもよかったかなという気はします。これは建築の常識としてお伝えしておきたいと思います。

本当に音が漏れるようでしたら、これ二十数年たっているの、そろそろ改修も視野に入ってくるかと思えますけども、そのときに改修で遮音性能を高くするというのも、もし必要であれば検討いただいたほうがいいと思います。

音の問題は結構皆さん気にするので、これが悪いと評判が悪くなって、入居率が下がるということはある得ると思えますので、専門家も交えて少し確認をされた上で、もし必要があれば対処されるということ、建築の専門家としてのアドバイスとして申し上げておきます。

○丸山部長 どうもありがとうございます。

○事務局 そのほか委員の方々、御質問や御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局から何か確認すべきこと等はございますか。

○事務局 ありがとうございます。特にありません。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、古笛主査、お取りまとめをお願いいたします。

○古笛主査 では、委員からの意見を御参考にしてくださいということで、終了という結論につきましては委員の方々、異議ございませんね。

それでは、本日の審議を踏まえ、市場化テストを終了する方向で監理委員会に報告することといたします。

こちらからは以上です。

○事務局 ありがとうございます。本件に関する事業評価(案)の審議は以上となります。

本日はどうもありがとうございました。

日本学生支援機構の方々は御退室をお願いいたします。

○丸山部長 ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

(独立行政法人日本学生支援機構退室)

(林野庁入室)

○事務局 引き続きまして、森林生態系多様性基礎調査と森林生態系多様性基礎調査における精度検証調査の審議を行いたいと思います。両事業は同じ林野庁の事業であり、共通する部分も多いと判断いたしまして、同時に審議を行いたいと思います。

それでは、林野庁森林整備部計画課、松本首席森林計画官より、実施状況につきまして御説明をお願いいたします。

なお、説明は2事業合わせて20分程度でお願いいたします。

○松本首席森林計画官 ただいま御紹介をいただきました林野庁森林整備部計画課の松本と申します。よろしく申し上げます。本日は、森林生態系多様性基礎調査と、森林生態系多様性基礎調査における精度検証調査の実施状況について御説明をさせていただきます。

初めに、森林生態系多様性基礎調査について御説明いたします。資料3を御覧ください。

まず、1の事業の概要でございます。本事業は、地球温暖化の防止や生物多様性の保全、持続可能な森林経営の推進を図るため、森林の生態系情報を統一的な手法に基づき、把握・評価することを目的としております。具体的には、国土全域を4キロメートル間隔のメッシュに切りまして、その格子点のうち、森林内に存在するものを調査点として設定いたします。この調査点において定期的に現地調査を行い、高さ、直径、樹種といった樹木の情報や、下層植生の植物名、優先度、それから病気や虫などによる被害の状況など、森林の状況を把握いたします。全国に約1万6,000点の調査点がございしますが、これらを5年で一巡する形で調査を行っており、令和5年度、今年度の調査が第5期目の最終年となっております。

続きまして、(2)の契約期間及び受託事業者でございますが、資料のとおりでございます。市場化テストの以前は、全国を17の調査地区に分けて発注をしておりましたが、市場化テストの導入により調査地区を15に再編したところでございます。

2ページを御覧ください。(3)受託事業者決定の経緯でございます。本調査業務における民間競争入札の実施要項に基づきまして、入札参加者から提出された企画書を林野庁内

に設置する評価委員会で審議を行い、その結果、評価基準は全て満たしておりました。

入札価格につきましては、応札のあった26者のうち、24者が予定価格の範囲内でした。これらの24者について、総合評価点を算出して落札者を決定しております。

(4)の実施状況の評価期間につきましては、平成31年4月から令和5年3月となっております。

次に、2の確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価についてでございます。本事業では、実施要項の中に確保されるべきサービスの質に関する事項を3点定めております。

1点目の「調査適期での現地調査の実行」につきましては、林野庁と調整を行い、スケジュールに沿って実施をされておりました。

3ページを御覧ください。2点目の「調査マニュアルの遵守徹底」につきましては、調査マニュアルに基づき適切に調査が実施されておりました。この項目は、調査の精度が不十分であることから再調査ということが生じないようにするために、具体的には再調査の指示を2回以下にするということを実施要項上求めているところでございますが、15地区の4年間の調査の中で、再調査の指示を行ったのは令和元年度の1地区のみでございました。

3点目の「社内研修の早期実施」につきましては、精度検証事業で実施をした研修の受講者による社内研修を受講後1か月以内に実施するということを求めるものでございます。先ほど申しあげたとおり、15地区4年間、延べ60地区の調査を発注しておりますが、54地区におきましては、精度検証事業の研修を受けてから1か月以内に社内研修が行われておりました。その他の6地区につきましては、1か月の期間は超えておりましたが、その理由は新型コロナウイルス感染症の対応など、やむを得ない事情によるものでございました。

次に、3の受託事業者からの提案による改善実施事項について御説明いたします。本事業では、受託事業者からの改善提案に基づく事業を実施しています。具体的な提案としましては、過年度の調査を踏まえ調査点ごとの難易度を整理し、調査点に反映をする提案ですとか、調査精度の維持や調査対象木の見落としの防止のため、調査員の役割分担を明確化するという提案、そのほか調査点の難易度に応じて、調査員の技量を踏まえて効率的に人員を配置する提案、所有者が不明な地点について、法務局、市町村、森林組合等にアクセスし、所有者を特定して立入りの同意取得を行っている提案などがございました。

こうした提案をもとに事業を実施いただき、効率的に事業を実施したところでございます。

4 ページを御覧ください。次に、4 の実施経費の状況及び評価について御説明いたします。市場化テスト実施前は、単年度の事業として17 地区に分けて調査を行っていましたが、市場化テスト導入後は、5 年間の国庫債務負担契約により15 地区に分けての調査に見直しをしています。このため、今回の評価におきましては、調査地区単位では比較が難しいことから、1 調査地点の平均請負単価により比較を行ったところでございます。

(2) 実施経費の比較を御覧ください。市場化テスト実施後の1 地点当たりの平均請負単価は10 万1,498 円であり、市場化テスト導入前が10 万518 円でございますので、1 調査地点当たり980 円の増額ということになります。

5 ページを御覧ください。(3) 評価について御説明をいたします。1 調査地点当たりにつきましては、先ほど申し上げたとおり、950 円の増加となっておりますが、事業に占める人件費の割合4割ということでございますので、人件費の上昇分を加味した比較を行ったところです。具体的な算定方法につきましては、資料の最後に添付しております「人件費の上昇割合を加味した平均請負単価」を御覧いただければと思いますが、人件費の上昇率が23%であったことを加味しますと、平均の請負単価は11 万390 円になっていたと考えることができます。このことから、市場化テスト前の10 万518 円よりも9,872 円の増加をしていたであろうと考えることができると考えております。

市場化テスト導入後の平均請負単価が10 万1,498 円でございますので、この金額は先ほど人件費を加味した額と比較して8,892 円の減というふうに考えることができ、民間競争入札導入の効果があったものと評価をしております。

次に、5 の競争性改善のための取組と分析について御説明いたします。

(1) の市場化テストでの取組及び実施状況の比較につきましては、表に示しておりますとおり、市場化テスト導入前と比較しますと、平均応札者数が1.2 者から1.7 者に、また1 者応札の割合が82%から40%と、いずれも改善しております。これは入札公告期間が従前2 週間であったものを1 か月に延ばしたことや、過去の説明会参加者に入札情報を提供したこと、全国4 か所で行った入札説明会を開催したことにより、より多くの事業者の方に入札公告を見ていただくことができた、その効果と考えております。

また、入札公告の開始を早めることで調査期間を長く確保したことや、15 の調査地区を2 つのグループに分けて異なる日に開札を行ったということで、1 つ目のグループで契

約ができなかった者が別のグループの調査の応札をする機会を確保することができたということも、事業への参入意識が高まったことにつながったものと考えております。

6 ページを御覧ください。(2) の 1 者応札地区の要因・分析・今後の改善の方向性についてですが、入札に参加しなかった事業者にヒアリングを行いましたところ、技術力のある人材の確保が困難、本拠地以外の調査区では金額面で受注が困難、他業務との兼ね合いで人員確保が困難といった回答をいただいております。このうち、1 つ目の技術力のある人員の確保につきましては、調査精度の維持に不可欠なものでございますので、入札条件の緩和は不可能と考えております。また、そのほかの理由につきましては、事業者の経営方針や組織体制によるものでございますので、発注者としての改善は難しいと考えているところでございます。

次に、6 の全体的な評価について御説明をいたします。本事業の実施に当たり、確保すべきサービスの質として設定があった指標につきましては、おおむね達成されており、良好に事業が実施されたと評価をしております。

また、受託者からの改善提案によるサービスの質の向上も見られております。

経費の削減効果につきましては、人件費の増加分を加味した場合、1 地点当たりの平均請負単価について 8,892 円の効果があったと考えております。

競争性の確保につきましては、1 者応札の調査地区はありましたけれども、発注者側で可能な限りの対応を行っており、過半数の 9 地区で複数者の応札があったこと、それから 1 者応札の割合も大幅に改善が見られたということから、競争性は一定程度確保されたものと考えております。

次に、7 の今後の事業（方向性）について説明いたします。

(1) の事業全体を通じた実施状況につきましては、業務改善指示や法令違反はございませんでした。

(2) の実施状況をチェックする仕組みにつきましては、林野庁に入札等監視委員会が設置されており、引き続き、外部有識者によるチェックを受ける仕組みが確立されております。

7 ページを御覧ください。(3) のサービスの質の目標につきましては、やむを得ない事情によるものを除き、達成していると考えております。

(4) の経費の削減につきましては、先ほど申しあげたとおり、人件費の上昇率を加味すれば市場化テスト導入前よりも減少しており、効果があったと考えております。

(5)の競争性につきましても、1者応札の調査地区はございますが、大幅な改善が見られ、競争性は一定程度確保されたと考えております。

以上のことから、本事業は「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ.1.(1)の基準を満たし、良好な結果を得られていると考えているところです。このため、今期をもって市場化テストを終了させていただき、今後は当庁の責任において事業を実施してまいりたいと考えております。

なお、市場化テスト終了後も、公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続に関する事項等のこれまでの御指摘を踏まえ、引き続き公共サービスの質の向上とコストの削減を図る努力をしてまいりたいと考えてございます。

続きまして、森林生態系多様性基礎調査における精度検証調査について、御説明をさせていただきます。資料4-1を御覧ください。

まず、(1)の事業の概要でございますが、本事業は、先ほど御説明しました基礎調査の受託者に対する研修や、現地調査結果を検証するためのコントロール調査により、調査精度の維持向上を図ることを目的としております。

契約期間と受託事業者は、1ページの(2)のとおりでございます。

(3)受託事業者決定の経緯につきましては、先ほどと同様、入札参加者から提出された企画書を林野庁に設置する評価委員会において審査をし、評価基準を満たしてまいりました。入札価格につきましては、予定価格の範囲内でございます。

実施状況の評価期間につきましては、先ほどと同じく、平成31年4月から令和5年3月となっております。

2の確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価について御説明いたします。資料の2ページを御覧ください。本業務におきましては、確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価について、実施要項に2点定められております。

1点目の「現地の状況等を踏まえた効果的な事業の進捗」につきましては、積雪等に配慮して計画的にコントロール調査が行われてまいりました。また、コントロール調査の結果として、誤差要因や調査への助言といったことも基礎調査の受託者に送付するなど、調査精度の改善に努めてまいりました。

2点目の「基礎調査受託者研修の質」につきましては、基礎調査受託者を対象とした研修におきましてアンケート調査を行い、精度向上に資する旨の評価を維持向上させるとしております。具体的には、平成32年度以降において、全体の75%から「大変有効であ

った」、もしくは「ある程度有効であった」旨の回答を得ることが求められており、6ページの別紙にアンケートの結果を取りまとめているところですが、結果を申し上げますと、令和3年度は93%、令和4年度は89%となっており、この基準は達成されております。

なお、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大への影響により、研修資料の配布のみの対応としたため、アンケートは実施しておりません。

次に、3の受託事業者からの提案による改善実施事項について御説明をいたします。本事業におきましても、受託事業者からの改善提案に基づき事業を実施しております。具体的な提案としましては、基礎調査の受託者が行う社内研修への指導員の派遣の提案、コントロール調査で確認された改善等のフィードバック、野帳の転記ミスを防止する入力プログラムのエラーチェック機能の導入、ヘルプデスクへの問合せを踏まえた基礎調査受託者専用のFAQサイトの設置や野帳模範例の共有を行うことで、調査精度の向上が図られたと考えております。

次に、3ページを御覧ください。4の実施経費の状況及び評価について御説明をいたします。市場化テスト導入後の1年当たりの実施経費が2,420万円であり、市場化テスト導入前の2,560万円と比較しますと、140万円の減となっております。5年間に換算しますと700万円の削減となり、民間競争入札導入の効果があったものと評価できると考えております。

次に、5の競争性改善のための取組について御説明をします。

(1)の実施状況につきましては、表にお示ししているとおり、市場化テスト導入の前後とも1者応札となっております。

(2)の競争性改善のための取組でございますが、入札公告期間を従前2週間であったものを1か月に延長する、それから過去の説明会の入札者に入札情報を周知するといったことを行っております。4ページを御覧ください。また、全国4か所での入札説明会の開催や、基礎調査の開札日の後に本事業の開札を行うことにより、基礎調査を契約できなかった者にも応札の機会を確保するといった改善を行ったところですが、結果としては1者応札でございました。

なお、入札公告の時期につきましては、予算の概算決定の直後に行っているところですが、これより前倒しはできないということもあり、これ以上の対策は困難であると考えております。

また、事業者へのアンケートの中で、発注ロットが大き過ぎるという御意見をいただきましたが、全国で統一した手法による調査を行うことで同等の精度を確保していく必要があることから、ロットを分けるというのは難しいと考えております。

次に、6の実施状況の更なる改善が困難な事情の分析について御説明をいたします。本事業の受託者は、現地調査の能力のみならず、調査結果の分析能力や的確な指導技術の両方を持ち合わせている必要がございます。現地調査を実施することができる事業体というのは多く存在いたしますが、地域によって植生が異なる中で、全国的に対応できる専門性の高い調査員の確保や地域特性に応じた調査結果について分析・解析、さらには技術指導といった双方に対応できる事業者というのは、極めて限定されるものと考えております。

また、基礎調査を受託した事業者が、ステップアップをして本精度検証調査に参入してくることを想定しておりましたが、人員の確保ですとか、技術的な面で難易度が非常に高く、ノウハウを持つ現地調査のアドバンテージを捨ててまで、精度検証の調査に参入することは考えていないという回答もいただいております、今後も新規参入事業者のもとでの複数の事業者による応札となることは極めて難しいと考えております。

なお、森林・林業分野以外のコンサルタントと基礎調査受託者が共同事業体をつくって応札するというのも可能としておりますが、そういった問合せはこれまでございませんでした。

また、基礎調査と精度検証調査につきましては、同時には受託できないということにしております。その部分の要件緩和も検討いたしましたけれども、コントロール調査を行うという役割上、公平性や独立性が求められるため、同時の受託ということでは目的が達成されないと考えております。詳しくは資料4に詳細を記載しておりますが、説明は省かせていただきます。

次に、7の全体的な評価でございますが、本事業の実施に当たり、確保すべきサービスの質についてはおおむね達成されており、良好に事業は実施されたと評価しております。また、受託事業者からの改善提案によるサービスの質の向上も図られていると思っております。

5ページを御覧ください。経費につきましても、年間で140万円の削減があり、民間競争導入の効果があつたと評価をしております。

一方、応札者数は今回も1者ということで、競争性の確保には依然、課題が残っていると考えているところでございます。

最後に、8の今後の事業（方向性）について御説明を申し上げます。

（1）の事業全体を通じた実施状況につきましては、業務改善指示や法令違反はございませんでした。

（2）の実施状況をチェックにする仕組みにつきましても、先ほどと同様、林野庁に入札等監視委員会が設置されており、引き続き外部有識者によるチェックを受ける仕組みが確立されております。

（3）から（6）につきましては、先ほど説明した内容と同じですので、省略させていただきます。

こうしたことから、本事業につきましては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ.1.（2）に規定されている「市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めない事業」に該当すると考えてございます。このため、本事業については、今期をもって市場化テストを終了させていただき、今後は当庁の責任において事業を実施してまいりたいと考えております。

なお、市場化テスト終了後も、公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続等、これまでの御指摘を踏まえ、引き続き公共サービスの質の向上とコストの削減を図る努力をしてまいります。

説明は以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）につきまして事務局から説明いたします。

○事務局 事務局から、事業評価（案）につきまして御説明させていただきます。資料C-1を御覧ください。

事業の概要につきましては、実施機関からお話がありましたので、割愛いたします。

評価につきましては、終了プロセスに移行することが適当であると考えます。

以下、その理由を申し上げます。

平成31年4月から令和5年3月まで、4年間の実施状況についての報告に基づき評価を行っています。サービスの質につきましては、適切に履行されていると評価できるかと思えます。

実施経費につきましては、従来経費と比較して、1調査点当たり980円増加しています。しかしながら、実施経費の約4割は人件費が占めており、人件費の上昇を考慮しますと、一定の効果があつたものと評価できるかと思えます。

市場化テスト前は競争性に課題がございました。市場化テストにおいて、入札公告期間を約2週間から約1か月延長したこと、奇数の調査区と偶数の調査区を分けて入札を実施したことなど、競争性改善のための取組を行いました。また、過去の説明会参加者にメーリングリストを用い入札情報の周知を行うなど、応札の可能性がある者に対し、広く周知を行いました。その結果、15調査区のうち9調査区で複数応札となり、競争性は改善されました。一者応札となった6調査区のうち、関東2地区については市場化テスト1期目で複数応札となっていますが、5調査区については市場化テスト1期目、2期目とも1者応札となっています。今後は、これらの調査区についても、入札参加を促す努力を引き続きすべきかと思えます。

本事業につきましては、15調査区ごとの契約により実施されており、半数以上の調査区で競争性が確保されており、事業の実施期間全般の状況も勘案すれば、競争性は確保されていると総合的に判断できるかと思えます。

評価のまとめです。質につきましては適切に履行されており、評価することができるかと思えます。また、民間事業者の改善提案につきましても、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上、事業目的や政策目標の達成に貢献したものと評価できます。

経費削減効果についても、一定の効果があつたものと評価できるかと思えます。

また、15調査区のうち、9調査区で複数応札となり、事業の実施期間全般の状況も勘案すれば、競争性は確保されていると総合的に判断できるかと思えます。

以上のことから、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ.1.(1)の基準を満たすことから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。

市場化テストを通じてこれまで培われてきた知見を共有するなど、新規事業者が参入できる環境整備についても、今後も林野庁が自ら進める努力を続けていくことを求めたいと思えます。

引き続きまして、森林生態系多様性基礎調査における精度検証調査の事業評価(案)につきまして御説明させていただきます。資料D-1を御覧ください。

事業の概要につきましては、実施機関からお話がありましたので、割愛いたします。

評価につきましては、終了プロセスに移行することが適当であると考えます。

以下、その理由を申し上げます。

平成31年4月から令和5年3月まで、4年間の実施状況についての報告に基づき評価

を行っています。

サービスの質につきましては、適切に履行されていると評価できるかと思えます。

実施経費につきましては、従来の経費と比較しまして年平均140万円(5.5%)減少しており、一定の効果があつたものと評価できるかと思えます。

競争性の改善のため、入札公告期間を約2週間から約1か月の延長や、過去の説明会参加者のメーリングリストを用いて入札情報を周知し、全国4か所で入札説明会を開催するなどの取組を行いましたが、1者応札となりました。

本事業は、森林生態系多様性基礎調査が実施した調査結果の分析等や、森林生態系多様性基礎調査への技術的な指導・助言を行うものであり、本事業の受託者はコントロール調査など、現地調査能力のみならず、調査結果の分析能力や的確な指導技術の両方を併せ持つ必要があり、こうした業務を担い得る事業者は極めて限られている状況ではないかと思えます。また、本事業を推進する上で、検証の公平性や独立性を確保することが必要であり、検証の公平性や独立性を確保できる事業者も極めて限られているのではないかと思えます。

そのため、新規事業者が本事業の実施に必要な体制を整えることのハードルは高く、新規事業者が参入してくる可能性は限りなく低いと想定され、市場化テストにおいて、改善策を講じて競争性を確保することは相当難しいかと思えます。

評価のまとめです。質につきましては、適切に履行されており、評価することができるかと思えます。また、民間事業者の改善提案につきましても、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が、業務の質の向上、事業目的や政策目標の達成に貢献したものと評価できます。

経費削減効果につきましても、一定の効果があつたものと評価できるかと思えます。

他方、1者応札が継続しており、競争性に課題が認められます。この点、競争性改善のための取組を実施してきたものの、業務の特殊性により、本市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善が見込めないものと考えます。

以上のことから、本事業について、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ.1.(2)の基準を満たしているものとし、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適切かと思えます。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきました公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続、

情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き、林野庁が公共サービスの質の維持向上及びコスト削減等を図っていくことを求めたいと思います。

以上になります。

○事務局 それでは、ただいま説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価(案)につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。辻委員、よろしくをお願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

前半のほうの案件でございます。資料3の1ページ目でございますが、これは例えば全国15の調査区に分けたようでございまして、そのうち6の調査区については応札者数が1者のようでございます。それで、もし私が新規業者であった場合、ちょっと気になる点がございましたので、お伺いさせてください。同じく資料3の3ページ目でございます。

まず、前提として、本件は全国土を4キロメートルのメッシュに分けた上で、それぞれ全てを調査していくということでお伺いしておりますけれども、この部分を見て、新規事業者であるとすればとても気になる点がございまして、恐らく日本の国土は広うございまして、特に森林があるところとか考えますと、そもそも舗装された道路がない、あと、例えば山登りの登山道すらない、そのような非常に不便なところや人間が現地に赴くのが非常に困難であり、不可能に見えるところがあるような気がいたします。

例えば具体例とすれば、思いつくのは、北海道の湿原や西表島のジャングル等あるかもしれない。もしも私が関心を持つとすれば、合計1万4,000ぐらいですか、検査対象となる場所がどんな場所なのかという部分の資料をととも見たいと思います。

先ほどの資料3の3ページの下の方のパラグラフを拝見すると、地区、標高、アクセスルート、過年度の調査結果などから、調査点ごとの難易度を一覧表及び図面に整理するというのをなさっているようでございます。1万点、2万点の場所について、実施要項に既にこの情報が書かれているのか、それともウェブサイト等でこの各地点について詳細な情報が公開されているのか、この辺りいかがでございましょうか。

○松本首席森林計画官 御質問ありがとうございます。ただいまの質問につきましては、林野庁の河野より回答させていただきます。

○河野課長補佐 林野庁計画課の河野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま御質問のありました件でございますけれども、まず調査点ごとの難易度の一覧及び図面の整理については、企業による独自提案ということで、4社6調査区において実

施されています。

調査点ごとの難易度につきましては、調査実施主体の体制、あとは調査員の熟練度によって大きく左右されるところがあります。また、道路の状況ですとか、その年の気象状況等により年々変わってくる場所がありますので、難易度の判定というのを全国一律でまとめる、マニュアル化するというのはなかなか難しいと考えております。

一方で、受託事業者が独自提案に基づいて実施した効率化の手法については、調査実施者を対象にした研修会等において共有することで、次期事業への参入意欲の醸成につながっていると考えています。あとは実際に調査をして行けた点、行けなかった点、それが1万5,000点もありますので、一覧としてホームページ上に公表するという事はできませんが、受託者にはその情報については、行けなかった点について申し出ていただければ、理由も含めて見ていただくことが可能です。

○辻副主査 ありがとうございます。そうしますと、今回の入札においては、新たに手を挙げようと思った方々としては、そもそもどの場所が指定されているのかすら分からなかったのでしょうか。

○河野課長補佐 調査地点の情報につきましては一覧でお示しをして、おおまかな緯度・経度というものも示したような形で、ある程度場所として分かるような形になっておりますので、どこの地点にというところは入札される方が分かるような形になっております。

そもそも調査に行くことが困難な地点というのもありますので、そのような点については、入札前の調査設計の段階で外すということをやって、行けるような点で調査設計をするようにしております。

○辻副主査 緯度・経度で示された場合、すぐには分からない感じがいたします。地図とかで示していらっしゃることはあるのでしょうか。

○河野課長補佐 お答えさせていただきます。

図面にするとかなりの量になってしまいますので、申し出ていただければ、地区ごとに、報告書として林野庁に納品していただいているものがありますので、入札に当たって見たいということがあれば、その中身について実際に見ていただく、データとしても見ていただくことができるという状況でございます。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございました。

新規参入業者、現場を知らない方からすると、どのような場所に行って調査するべきかが分からないという点が非常に参入障壁になりそうですので、今後の競争性確保の観点か

ら、その辺りの工夫を引き続きしていただければと思いました。これは感想でございます。ありがとうございました。

○松本首席森林計画官 ありがとうございます。

○事務局 そのほかに御意見、御質問等ある委員の方。石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 基礎調査と精度検証調査の入札の実施期間は同じだったのでしょうか。

○河野課長補佐 いずれも公告期間は30日という形で設定しております。

○石田副主査 期間というか、入札時期はいかがだったのでしょうか。

○河野課長補佐 入札の時期は、公告の日が12月27日で、入札の締切りが、まず生態系多様性基礎調査の奇数区については2月19日、開札日が2月27日で、偶数区のほうはその後で入札ができるようにということで、入札の締切りを3月4日、開札日を3月12日というような形でずらして実施しております。精度検証調査については公告日を12月27日にしております、入札の締切りを3月18日、開札日を3月26日という形でそれぞれ組んでいるという状況でございます。

○石田副主査 ありがとうございます。そうすると、基礎調査で落札できなかった者が精度検証調査には応札できるというタイミングになっているという理解でいいですか。

○河野課長補佐 おっしゃるとおりです。そのような形で、それぞれチャンスが生まれるようにという全体設計をさせていただきました。

○石田副主査 分かりました。にもかかわらず、精度検証調査は1者しか応札がなかったということですね。ありがとうございました。

あともう一つ教えていただきたいのですが、終了プロセスに移行するということには異論はないのですが、多額の資金と労力をかけてデータを収集して、施策の効果としては、資料によると、生物多様性の保全に向けて科学的データに基づく森林の管理ができるということなのですが、集められたデータというのは公表されていらっしゃるのでしょうか。

○河野課長補佐 ありがとうございます。

今まで、過去、第1期から第3期まで、今回第4期まで取りまとめが行われており、その調査結果につきましては、ホームページ上で公表されています。今までは解析をするためのプログラムという形でも公表されておりましたし、今回、今年の2月からは全ての元データについても、詳細が分かるような形で公表させていただいております。データのダウンロードも可能となっており、研究者の方々ですとか、あと民間の事業者の方々がダウンロードしてくださっているという状況です。

○石田副主査 分かりました。貴重なデータが誰でも利用できるような形で公開されているということで、大変よいことだと思います。

○松本首席森林計画官 ありがとうございます。

○事務局 では、石村委員、お願いいたします。

○石村専門委員 私から1点だけお聞きしたいことがあって、資料3の3ページ目の上段から2つ目の「調査マニュアル」の遵守徹底という中で、右の欄に「調査マニュアルに基づき、適切に調査を実施していた。再測指示があったのは、4年間15地区のうち1地区の事業者で令和元年度に1回のみであった」と。ただ、再測するケースというのは、著しい乖離を生じていたということですね。その下を見ると、社内研修は1か月前に実施してもらっていると。どういうことが原因でこれが起きたのかというのを、参考までに教えていただけないですか。

○河野課長補佐 河野からお答えさせていただきます。

実際の現地調査、どういうことでこのような著しい誤差が生じたのかというところでございますけれども、調査は、実際に山に行きまして、そこで円形のプロットというものを設定するというところから始まるものでございます。そのときに距離の測り方が若干ずれているということになると、結果的に境目の木が調査の対象になるかならないかみたいなことが起きてしまいます。それが傾斜が急であるなど、環境の悪い山の中だと、そういうことが発生しやすくなる場所がございます。

社内研修を実施するときに精度検証の事業者も実際に同行し、測量の仕方とかそういうところに誤りがないか、また実際に木の高さを測るときにも測り方というのが、雨の場合などには誤差が大きくなってしまうというところもありますので、そういうときの注意点とかもきちんと現地調査の事業者に理解をしてもらい取り組みを行っています。ですが、どうしても調査環境の悪い状況のときには、誤差が発生するということがあり得ますので、そういうときのためにコントロール調査という形で抜き打ち調査を行って、そこに問題がないかということを確認しながら精度検証事業の中で行っています。その中で実際に誤差が大きいところについては再測を行わせるということで、調査全体の精度が落ちないようにという形で調査設計を組んでいるところでございます。

○石村専門委員 お聞きしたいのは、これはかなり高度な専門知識や技術が必要みたいで、業者の不参加理由のところを見ると、そういうことのようなのですが、素人が結局やっていたとか、そういうことでもないのですか。

○河野課長補佐 お答えいたします。

現地調査の入札に当たりましては、実際の植物の同定の技術、植物種を判定する技術で
すとか、森林の測量技術を持った人が必ず1名は指導者として入るチームをつくるような
形で、入札をしてもらうようにしています。

一方で、現地の調査を指導者のもとで行う方の中には少し経験の浅い方もいらっしゃい
ますので、そういった方については、社内研修ですとか、精度検証事業者による全体研修
を行う中で、みんなのレベルを引き上げていくという考えです。1人は必ずそういう現場
で指導できる方が入っているのですが、状況によって、ミスが起きてしまったという地点
が今回あったと考えています。

○石村専門委員 一番大事なことは、何が原因なのかというのをしっかり検証していただ
いて、さらにできるならば、実際、研修資料はそちらで作成されているようですので、研
修資料の中に過去にこういう著しい乖離のある事例があったら、その原因についてはこう
いうことだから、そこについては注意してもらいたいということをしかり研修資料に書
いておかないと、たまたま偶然という形かもしれないのですが、少なくともはっきりとし
た原因をつかんでないと、また出てきてしまうのではないかとも思ったので、そこは何が
原因なのか、原因について、再発防止のためにはどういうことをすればいいのかというの
を研修資料の中に書いておいてあげてもらいたいと思いました。よろしくをお願いします。

○河野課長補佐 ありがとうございます。私の説明が少し不十分なところがありまして、
誤解を招いてしまったのかもしれませんが、御指摘のように、まさにそういうところを再度
発生しないようにするという必要がございまして、今回の1者出てきたところについては、
現地で傾斜の測り方に誤りがあったということと、樹高の測り方に誤差が出てしまってい
たということがございました。

そのような点については、樹高の測り方、それから現地での、傾斜に応じてプロットの
大きさというのが変わってきますので、その測り方を間違えないようにするということ
ですとか、それ以外にもよく発生しやすい、今回みたいな再度測量とまではいなくても、
少し誤差が出やすいところの要因というのはありますので、そういうところはマニュアル
ですとか、あとは研修の中で精度検証事業者から指摘をして、実際に改善されるように全
ての現地調査の事業者の方に周知をして、改善をするということを行っているところです。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○事務局 それでは、そのほかに御意見、御質問等あれば、辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。先ほど、石田委員の御質問に回答する形で、今回の基礎調査の成果物としてのデータが公開されていると伺いました。そのデータですが、それはこれから手を挙げようかと思っている方々がそのデータを見れば、実際に調査員がどの地点に出かけて行って採取したデータなのかが分かったりするようなものなのでございますうか。

○河野課長補佐 調査地点の情報ですけれども、およその情報としては緯度・経度として出ております。ただ、詳細にピンポイントで場所が分かるような形でGPSのデータを出してしまいますと、その調査地点にいたずらをしに入ってしまうような人ですとか、あと個人の山を特定して、その貴重な植物とか、そういうものを狙うような方とかが出てきってしまうおそれがあります。およその位置については分かるようになっておりますし、大体傾斜がどのくらいあるとか、そういうふうな難易度もある程度分かるようになっているかと思えます。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。私、個人的には、新規事業者の方々が手を挙げやすくするために、その辺りの情報をできるだけ公開していただければと思います。ありがとうございます。

○河野課長補佐 ありがとうございます。

○事務局 石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 調査マニュアルですが、大体何ページぐらいあるものですか。紙のものなのでしょうか。

○河野課長補佐 大体100ページぐらいあるものとなっております、かなり詳細な内容となっております、調査の時々に迷いやすいところが全て潰れるようにするという意図で作られています。

○石田副主査 100ページだと、人間の処理能力としては大部だと思いますが、データベース化みたいなものというのは難しいのでしょうか。あと、よくある質問とか。

○河野課長補佐 こちらのマニュアルは、どのような調査を行うかという簡易版のものもありまして、それはホームページ上で見ていただくこともできますし、詳細については100ページのものもあります。さらに現地調査を行う事業者の方の練度を上げるという意味で、テスト形式で研修をすることができるような形にして、皆様身につけていただくような努力もしているところでございます。

○石田副主査 分かりました。ありがとうございました。

○事務局 小松委員、お願いいたします。

○小松専門委員 今のお話に関して、どこかに野帳から転記するときの入力ミスを防ぐ、のような話も書いてあったのですが、今ノートパソコンやタブレット等がありますので、そういうものをもうすこし活用されることを考えたほうがいいのではないかという気がします。

測定結果を自動的に記録するというのは、今のところできるのかどうか知りませんが、少なくとも現地でタブレットに入力してしまえば、それを転送するだけなので、改めて入力する必要はないし、野帳もできれば音声入力とかいろんな仕組みが今ありますので、そういうソフトウェアを開発していけば、現地の調査の作業は相当楽になるのではないかという気がします。

それと、今おっしゃったマニュアルもタブレットですぐ参照できるようにしたり、もう少し合理化を考えられても良いのではないかという気がします。

官庁で実施する仕事は、往々にして「書式が決まっているからできません」のような話が多く出てくるのですけれども、そういうことは多分ないだろうと思うので、その辺の検討も別途されたほうが、今後いろいろ人も足りなくなってくるだろうし、いろんな状況を考えると、事業継続のためにはその辺の努力もお進めになったほうがよろしいかと思えます。これは老婆心ながらのことですので、少し申し上げておきたいと思いました。

○事務局 石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 今すこし触発されて。素人考えで大変恐縮ですけど、今グーグルで、カメラでかざすと、この植物が何なのかとかそういうのも分かるようになっていて、その植物から一定の距離を取ってやると、幹の幅で何メートルとか出るようになるのではないかと個人的に思うので、AIを使って判定ということもあると思うので、ぜひ省力化、なおかつ間違いのないように、ここでもDX化できるものはあると思えますので、それこそAIの活用というのも御検討いただければと思います。素人考えで申し訳ありません。

○河野課長補佐 ありがとうございます。まさにそういうところは大事だと思いますので、頑張っていきたいと思えます。

○小松専門委員 余計なことをまたもう一つ申し上げると、もと大学にいた身としては、そういうことをやるための研究を林業系の学科に対して公募する等すれば、結構皆さんやる気があるのではないかという気がしますので、その辺、別途予算を確保していただいて、大学に少し資金を回していただくということも考えていただければありがたいと思いま

す。研究所もお持ちですので、そこでもいいのかもしれないですけど、何か研究開発的なことも少しおやりになると、もっと効率が上がるかなという気がいたします。

○松本首席森林計画官 ありがとうございます。林野庁、松本でございます。

I C Tを森林の管理や林業経営に活用していくことについては、林野庁も取組を進めているところでございます。この調査における新しい技術の導入につきましても、もちろん予算の制約等もございますが、事業者の皆様からの御意見なども踏まえて、できるものがあれば取り組んでまいりたいと考えております。引き続き、御指導いただければと思います。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。そのほかに委員の先生方、御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 ありがとうございました。特にございません。

○事務局 それでは、古笛主査、お取りまとめをお願いいたします。

○古笛主査 委員から意見が出たとおり、委員も大変興味のある重要な事業だということで、2件それぞれ別個に確認させていただきたいと思います。

1件目の森林生態系多様性基礎調査については、15調査区のうち、6区は1者応札で、競争性改善に取り組むべきところはまだあるかとは思いますが、引き続きこの点は工夫していただくということで、終了プロセスに移行するという方向で、委員の先生方、1件目よろしいでしょうか。

では、2件目の森林生態系多様性基礎調査における精度検証調査についても、やはり競争性の確保という点では問題がありそうですが、なかなか難しいことから、今回で終了やむなしということで、こちらのほうもよろしいでしょうか。

それでは、本日の審議を踏まえ、森林生態系多様性基礎調査及び森林生態系多様性基礎調査における精度検証調査、この両事業について、市場化テストを終了する方向で監理委員会に報告することといたします。

○事務局 ありがとうございました。事業評価（案）の審議は以上となります。本日はありがとうございます。

○松本首席森林計画官 ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。林野庁の方々には御退室ください。

(林野庁退室)

— 了 —